

証券コード 9252

2025年7月10日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
アウルタワー3階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役社長 兼 COO 松永 光市

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lomgrp.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年7月30日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月31日(木曜日)午後2時00分
(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階
コンファレンスルーム Room 6

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 資本金の額の減少の件
第4号議案 資本準備金の額の減少の件

以 上

~~~~~

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 議案に対し賛否(又は棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2025年7月30日(水曜日)午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 0120-652-031(受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
電話番号 0120-782-031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

当社は、2023年10月13日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」のとおり、所有株式が100株未満の株主に対して1,000円分のギフト券を、所有株式数が100株以上の株主に対して5,000円分のギフト券を、年2回贈呈することを内容とする株主優待を過去に実施しておりました。株主優待制度導入後の当社株主数は、右肩上がりにより上昇し、2024年8月末時点の株主数は68,164人となり、株主優待制度を導入した目的の一つであった「知名度向上」に貢献できたと判断したため、2024年7月12日付「株主還元方針の変更(株主優待の廃止並びに配当の開始)」に関するお知らせのとおり、2024年8月31日を最終の基準日として株主優待制度は廃止し、その後は配当等による利益還元を行っていくことといたしました。

他方で、株主優待制度廃止後の2025年2月28日現在においても、当社発行済株式総数は3,298,070株、株主数は48,902人であり、同日現在における当社の株主数のうち約97.05%を占める47,461人が単元未満株主で、そのほとんどが株主優待制度導入後その廃止までに当社株式を購入した株主となっております。

株式及び株主の管理にあたっては、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務委託費用が発生し、当該株式関連事務委託費用は、株主数に比例して増加いたします。当社の2025年2月28日現在の株主数は、2023年8月31日時点の株主数に比べて約35.46倍に増加しており、また、約97.05%を単元未満株主が占めるという株主構成に鑑みて、当社の企業規模からすると株式関連事務委託費用が過大になっている状況と考えております。具体的には、当社が2024年11月28日に公表いたしました中期経営計画(事業計画及び成長可能性に関する説明資料)における2025年8月期から2027年8月期までの中期経営計画には、一般管理費として約1億5,000万円の株式関連事務委託費用が計上されており、本株式併合が実行された場合には、上記株式関連事務委託費用は大幅な削減が見込まれます。

本株式併合は、このような状況を踏まえ、株主構成の適正化を図りつつ、株式関連事務委託費用を企業規模に見合った適切な金額に抑えることで、経営資源の効率的な配分と、将来の資本政策及び株主還元の柔軟性及び機動性を確保することにより、当社グループの掲げる成長戦略をより強力に推進することを目的として実施するものです。

## 2. 株式併合の内容

### (1) 併合の割合

当社株式について1.2株を1株に併合いたしたいと存じます。

### (2) 株式併合の効力発生日

2025年8月11日

### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

10,400,000株

## 3. 併合の割合についての定め の 相当性に関する事項等

本株式併合における併合割合は、当社株式について、1.2株を1株に併合するものです。

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主構成の適正化を図りつつ、株式関連事務委託費用を企業規模に見合った適切な金額に抑えることで、経営資源の効率的な配分と、将来の資本政策及び株主還元 の柔軟性及び機動性を確保することにより、当社グループの掲げる成長戦略をより強力に推進することを目的として実施するものです。本株式併合の併合割合につきましては、前記の本株式併合の目的に資するものとしつつ、適正な投資単位を維持しながら、当社単元株式の保有機会を失う株主の数を極力抑えられるよう、慎重に検討し、1.2株を1株に併合することといたしました。これらに加えて、以下のとおり、端数株式が生じる株主については、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を市場価格により売却して得られた代金を、端数の割合に応じて交付すること、当社株式は引き続き東京証券取引所グロース市場に上場しており、当社の株式の取得又は譲渡を希望する株主についてはその機会が確保されていることも鑑みて、当社は、当該併合割合は相当であると考えております。

### (1) 1株未満の端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項

#### ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、それにより得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて交付します。当該売却については、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定による市場での売却又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定による

当社による自己株式としての取得を行うことを予定しております。当社による自己株式としての取得を行う場合については、当該取得日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値による取得を予定しております。

当社による自己株式としての取得を行う場合については、以下もご参照ください。

- (a)売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称  
株式会社ラストワンマイル(当社)
- (b)当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のために必要となることが想定される資金に相当する額を十分に上回る額の現預金を有しており、売却に係る代金の支払のための資金はこれにより賄うことを予定しています。また、当社は、当該想定される資金に相当する額を十分に上回る額の分配可能額を確保しております。当社において、当該売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法については、相当であると判断しております。

## ②売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

上記のとおり、端数株式については、市場での売却又は当社による市場価格での自己株式としての取得を予定しておりますが、いずれの場合であっても、端数株式の売却は2025年10月中旬を予定しており、また、当該売却により得られた代金を株主に交付する時期としては2025年10月中旬～11月中旬を見込んでおります。当社取締役会は、本株式併合の効力発生日から端数株式の確定及び売却又は自己株式としての取得に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## (2)株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「(1)1株未満の端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているか

の別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合に係る端数処理は、市場での売却又は当社による自己株式としての取得のいずれの方法であっても、東京証券取引所グロース市場における当社株式の市場価格にて取引され、それにより得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて交付します。端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、当社株式の市場価格によるため現時点で具体的な見込み額を示すことはできませんが、当社株式は、本株式併合後も引き続き東京証券取引所グロース市場に上場され市場価格があるものであることからすると、かかる方法により株主に交付することが見込まれる金銭の額は相当であると判断しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第1号議案の株式併合の実施に伴い、株主様の利便性向上を図るため、会社法第194条第1項の規定に基づく単元未満株式の売渡請求制度(以下、「売渡請求制度」といいます。)を導入することといたしました。

これにより、単元未満株式をご所有の株主様が、当社に対し、自己の有する単元未満株式と併せて1単元の株式となるよう、当社が保有する自己株式の売渡しを請求することが可能となります。

つきましては、売渡請求制度の導入に伴い、現行定款に関連規定を新設するため、定款の一部を変更したいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたしません。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(单元未満株式についての権利)<br/>           第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>           1.～3.(条文省略)<br/>           (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附則<br/>           (新設)</p> | <p>(单元未満株式についての権利)<br/>           第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>           1.～3.(現行どおり)<br/> <u>4.次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の売渡請求)<br/> <u>第9条の2 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。但し、当社が売り渡すべき单元未満株式の数に相当する数の当社の株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p>附則<br/> <u>第2条 第9条(单元未満株式についての権利)及び第9条の2(单元未満株式の売渡請求)の変更は、2025年8月11日にその効力が発生することとする。なお、本条は、第9条(单元未満株式についての権利)及び第9条の2(单元未満株式の売渡請求)の変更の効力発生をもってこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、適切な税制の適用を通じて当社グループの成長戦略をより強力に推進することを目的として、下記のとおり会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少した資本金をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理によるものであり、当社の発行済株式総数及び純資産額に変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額502,499,850円のうち、402,499,850円を減少し、100,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額の減少前の資本金の額が変動いたしますが、その場合でも減少する資本金の額は上記の額(402,499,850円)といたしますので、資本金の額の減少後の資本金の額は上記の額(100,000,000円)よりもストック・オプションの行使による資本金増加分だけ大きくなることとなります。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行なわず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

#### 3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月31日(予定)

#### 第4号議案 資本準備金の額の減少の件

##### 1. 資本準備金の額の減少の目的

第3号議案「資本金の額の減少の件」と同様に、今後の柔軟性及び機動性を確保するとともに、適切な税制の適用を通じて当社グループの成長戦略をより強力に推進することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少した資本準備金をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

##### 2. 資本準備金の額の減少の要領

###### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,666,107,284円のうち、1,566,107,284円を減少し、100,000,000円といたします。

###### (2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであります。

##### 3. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月31日(予定)

以上

